事　務　連　絡
令和７年６月５日

各居宅介護支援事業者　御中

江戸川区福祉部介護保険課

介護予防支援事業におけるプラン作成に係る事務取扱いについて

日ごろ、江戸川区福祉行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、要支援１及び２の方への介護予防支援事業において、指定介護予防支援事業所としての地域包括支援センターから各居宅介護支援事業者へプランの作成を委託した際の事務につきまして、複数の事業者よりお問い合わせをいただいたところです。

つきましては、整理した内容を下記のとおりお示しさせていただきますので、各事業所におかれましては、今後の事務の参考にしていただきますようよろしくお願いいたします。

記

質問	介護予防サービス・支援計画表（Ａ表）の地域包括支援センター意見欄への記入及び確認印欄への押印を省略し、業務の効率化に繋げたいが可能か。
回答	可能です。意見欄への記入及び押印欄への押印は、これまでも必須としてはおりません。ただし、委託元として地域包括支援センターの最終的な内容確認は必要になりますので、「✓」や、「地域包括支援センター確認済み」などの記入があると良いと考えます。

＜本件に関する問い合わせ先＞
介護保険課事業者調整係
電話：03-5662-0032